

埼玉県幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為認可に係る審査基準

幼稚園又は幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）を設置する埼玉県所轄の学校法人の寄附行為認可及び寄附行為の変更認可については、法令の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

第1 寄附行為認可

1 学校法人の資産について

- (1) 基本財産は、全て学校法人の所有とし、借用することはできない。
- (2) 運用財産は、幼稚園等の規模に応じて確実な収入源があるものでなければならない。
- (3) 運用財産のうち現金は、年間経常部予算のおおむね5分の1以上保有しなければならない。

2 役員及び評議員

学校法人の役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者うちから公正に選任され、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるようなものでなければならない。

3 予算

経常部予算及び臨時部予算は、次の各号に定めるところにより編成したものであって、実行の確実性があるものでなければならない。

- (1) 経常部予算は、幼稚園等の規模に応じて収支の均衡が保たれているものでなければならない。
 - ア 収入の部は、保育料及び入園金等の経常的収入その他の確実な収入があるもので編成されているものであること。
 - イ 支出の部は、申請書記載の教職員組織に応じて所要の給与費、幼稚園等の規模に応ずる図書費、機械器具費その他の経常的経費が計上されているものであること。
- (2) 臨時部予算は、施設及び設備の充実計画の実施に要する支出に対し、確実に見込み得る収入が計上されているものでなければならない。

(3) 園児に係る経常的な保育料その他の収入金額の総額は、教職員の給与、研究費及び共済組合等の掛金、園児諸費（支給教材費及びこれに関連する費用、保健費、福利厚生費及び娯楽運動に要する費用をいう。）及び教育用備品費（図書並びに園具及び教具（幼稚園設置基準第10条に掲げる園具及び教具等をいう。）の購入及び修繕に要する費用）並びに教育用消耗品費のおおむね1.5倍相当額の範囲内でなければならない。

4 報酬

園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外の役員等は原則としてその地位について報酬（給与に準ずるものを含む。）を受けてはならない。

5 学校法人設立の際の負債等について

設立代表者の負債のうち、幼稚園等の施設・設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、負債の引受けを認めるものとし、この負債については、園地・園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

6 収益事業について

「学校法人の行うことのできる収益事業の種類」（平成21年埼玉県告示第477号）に規定する収益事業の種類で、かつ、収益事業の規模が当該学校法人の設置する幼稚園等の規模等と照らして、不適当なものでないこと。

第2 非学校法人立幼稚園又は非学校法人立幼保連携型認定こども園が学校法人化する場合の寄附行為認可

1 学校法人の資産について

- (1) 基本財産は、すべて学校法人の所有とし、借用することはできない。
- (2) 運用財産は、幼稚園等の規模に応じて確実な収入源があるものでなければならない。
- (3) 運用財産のうち現金は、年間経常部予算のおおむね5分の1以上保有しなければならない。

2 学校法人設立の際の負債等について

旧設置者の負債のうち、幼稚園等の施設・設備の充実に実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、負債の引受けを認めるものとし、この負債については、園地・園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

3 役員及び評議員

学校法人の役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任され、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるようなものでなければならない。

4 報酬

園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外の役員等は原則としてその地位について報酬（給与に準ずるものを含む。）を受けてはならない。

5 特例

昭和50年8月11日現在、現に存する幼稚園又は幼稚園であった幼保連携型認定こども園が学校法人化する場合は、次の緩和措置を適用する。

(1) 学校法人の基本財産について

基本財産は借用でないことを原則とする。ただし、園舎敷地及び運動場の借用部分が基準面積の2分の1以下であれば差し支えないものとする。

なお、上記にかかわらず、次のア、イ及びウに掲げる場合など学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用部分が基準面積の2分の1を超えている場合であっても差し支えないものとする。

ア 国又は地方公共団体からの借用であり、所有権を移転することが困難である場合。

イ 借用部分が旧設置者である宗教法人等の境内地その他であって、宗教法人等の目的等に照らし、所有権を移転することが困難である場合。

ウ 借用部分が旧設置者当時からの借用地であって、学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められる場合。

なお、学校法人の目的に鑑み、基本財産が借用である場合においては、園舎敷地、運動場等として長期にわたり安定して使用する条件を学校法人が取得していることが必要である。この場合には、原則として20年以上の地上権又は賃借権の設定登記を必要とするが、これによりがたい場合は公正証書による20年以上の賃貸契約等の締結で差し支えないものとする。ただし、国、地方公共団体及びこれに準ずる団体の所有地については、この限りでない。

(2) 学校法人設立の際の負債等について

旧設置者の負債のうち、幼稚園等の施設・設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、負債の引受けを認めるものとし、この負債については、園地・園舎に抵当権が設定されていても差し支えないものとする。

(3) 役員及び評議員

学校法人の役員及び評議員は、財産の寄附者又は特定の関係者のみをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任され、これらの者の識見をできるだけ公正に反映できるようなものでなければならない。

なお、宗教法人立幼稚園の学校法人化に当たっては、寄附行為で旧設置者である宗教法人の指名する者1人が理事となる旨の規定を設けることができるものとする。

(4) 報酬

園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、常勤の役員以外の役員等は原則としてその地位について報酬（給与に準ずるものを含む。）を受けてはならない。

(5) 幼稚園設置基準の運用について

昭和32年2月1日幼稚園設置基準施行の際、現に存する幼稚園については、園舎及び運動場の面積は、なお従前の例によることができるものとする。

(6) 細目基準について

当該審査基準の細目基準については、別に定める「既設の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の学校法人化認可基準の取扱いについて」による。

附 則

- 1 この基準は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 従前の「既設幼稚園の学校法人化認可基準」（昭和52年4月1日施行）は9月30日をもって廃止する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

既設の幼稚園又は幼保連携型認定こども園の学校法人化認可基準の取扱いについて

幼稚園又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為認可及び寄附行為変更認可に係る審査基準第2-5-(6)の規定による細目基準については、次のとおりとする。

1 学校法人の基本財産について

(1) 園地の寄附について

①設置者所有分は原則として全部寄附するものとする。

②園地の寄附についての特例

ア 設置者所有分が1,000㎡以上ありながら1,000㎡を超えて寄附できない場合の最低寄附面積は1,000㎡とする。

イ 設置者所有分が1,000㎡未満の場合は、設置者所有分を全部寄附するものとする。なお、次の面積を下ることができない。

昭和32年2月1日以前認可	昭和32年2月2日以降昭和43年3月31日以前認可 次のいずれか少ない方の面積
330㎡	① 設置基準（昭和32年2月1日施行）上の園地面積の1/2 ② 500㎡

ウ 園地のうち、学校法人に所有権を移転することが困難な借用部分がある場合で、下記各号に掲げる借用部分については、当分の間これを寄附しないことができる。

(ア) 国、地方公共団体及び日本住宅公団からの借用地

(イ) 宗教法人の境内地その他

(ウ) 学校法人に所有権を移転することが困難であることについて、法的規制を受けているなどの合理的な理由があると認められる部分

エ 幼保連携型認定こども園については、上記ア及びイの取扱いは適用しない。

(2) 園舎の寄附について

設置認可年月日にかかわらず、原則として全部寄附するものとする。

(3) 園具・教具等の寄附について

設置認可年月日にかかわらず、原則として全部寄附するものとする。

2 学校法人の運用財産について

運用財産としての現金寄附については、年間経常部の支出予算額のおおむね5分の1に相当する額以上とする。

なお、学校法人化後の会計年度に属する入園金等の前受金は学校法人に引き継ぐものとする。

3 学校法人化の際の負債について

(1) 原則として、債務は完済し、抵当権等の抹消の登記を行うものとする。

(2) 設置者の負債のうち、幼稚園等の施設・設備の充実のために要したことが明確であり、かつ、適正な返済計画があり、当事者間で合意されているものについては、法人資産（寄附分としての園地・園舎）の評価価格の3分の1の範囲内で学校法人に引き継ぐことができるものとする。

4 基本財産の寄附について、次の者は設置者とみなす。

(1) 設置者の配偶者

(2) 設置者の1親等の血族及び姻族

5 その他

(1) 園地・園舎は、旧設置者等の居宅使用部分等と登記簿上明確に区分されており、かつ、教育上支障のないものとする。

(2) 園地に借用部分が含まれる場合には、寄附分及び借用分は登記上明確に区分されているものとする。

(3) 所有権保存登記のなされていない園舎部分については、登記完了後寄附するものとする。

<参考>

学校法人化可能な最低園地面積は次のとおりである。

昭和32年2月1日以前認可	昭和32年2月2日以降昭和43年3月31日以前認可 次のいずれか少ない方の面積
認可時の面積	① 設置基準（昭和32年2月1日） 上の面積 ② 1,000㎡